（業務実績等報告書に関する経過措置）

**第三条**　独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）附則第八条第一項の規定により主務大臣が改正法による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第一項の規定により改正法の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において中期目標管理法人となる独立行政法人に指示している中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法（以下この条において「新通則法」という。）第二十九条第一項の規定により指示した中期目標とみなされる場合における次の表の上欄に掲げる省令の規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第六条の規定による改正後の独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新労働安全衛生総合研究所省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新労働安全衛生総合研究所財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新高齢・障害・求職者雇用支援機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新高齢・障害・求職者雇用支援機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新国立重度知的障害者総合施設のぞみの園省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新国立重度知的障害者総合施設のぞみの園財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新労働者健康福祉機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新労働者健康福祉機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新勤労者退職金共済機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新勤労者退職金共済機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新医薬品医療機器総合機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新医薬品医療機器総合機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人労働安全衛生総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新労働安全衛生総合研究所省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新労働安全衛生総合研究所財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新高齢・障害・求職者雇用支援機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新高齢・障害・求職者雇用支援機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新国立重度知的障害者総合施設のぞみの園省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新国立重度知的障害者総合施設のぞみの園財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新労働者健康福祉機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新労働者健康福祉機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新勤労者退職金共済機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新勤労者退職金共済機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新医薬品医療機器総合機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新医薬品医療機器総合機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新国立病院機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新国立病院機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新医薬品医療機器総合機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新医薬品医療機器総合機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新国立重度知的障害者総合施設のぞみの園省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新国立重度知的障害者総合施設のぞみの園財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新労働者健康福祉機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新労働者健康福祉機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新勤労者退職金共済機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新勤労者退職金共済機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新医薬品医療機器総合機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新医薬品医療機器総合機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新国立病院機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新国立病院機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新医薬品医療機器総合機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新医薬品医療機器総合機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新国立重度知的障害者総合施設のぞみの園省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新国立重度知的障害者総合施設のぞみの園財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新労働者健康福祉機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新労働者健康福祉機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新勤労者退職金共済機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新勤労者退職金共済機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新医薬品医療機器総合機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新医薬品医療機器総合機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新国立重度知的障害者総合施設のぞみの園省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新国立重度知的障害者総合施設のぞみの園財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新労働者健康福祉機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新労働者健康福祉機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新勤労者退職金共済機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新勤労者退職金共済機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新医薬品医療機器総合機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新医薬品医療機器総合機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新国立病院機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新国立病院機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新医薬品医療機器総合機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新医薬品医療機器総合機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新国立重度知的障害者総合施設のぞみの園省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新国立重度知的障害者総合施設のぞみの園財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新労働者健康福祉機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新労働者健康福祉機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新勤労者退職金共済機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新勤労者退職金共済機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新医薬品医療機器総合機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新医薬品医療機器総合機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新国立病院機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新国立病院機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新医薬品医療機器総合機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新医薬品医療機器総合機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新国立重度知的障害者総合施設のぞみの園省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新国立重度知的障害者総合施設のぞみの園財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新労働者健康福祉機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新労働者健康福祉機構財務諸表等」という。）の規定による改正後の独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（以下「新勤労者退職金共済機構省令」という。）第一条第一項の表一の項、第五条第一項の表三の項、第六条第一項の表四の項及び第七条第一項の表五の項（以下「新勤労者退職金共済